

住宅ローンお申込みの事前確認の同意

auじぶん銀行株式会社

住宅ローンのお申込みをご希望のお客さまは、以下の条件を満たす必要があります。
金利チラシの両面および、以下内容をご確認ください。
なお、審査の結果によっては保証会社をご利用いただく場合がございます。詳細は、商品詳細説明書をご確認ください。

1. お申込みいただけるお客さまについて
 - ・日本国籍のお客さま、または永住許可を受けている外国籍のお客さま
 - ・年齢が満18歳以上満65歳未満のお客さま（最終返済時が満80歳の誕生日までのお客さま）
 - ・前年度のご年収（自営業の場合は申告所得）が200万円以上のお客さま
 - ・住宅を新築・中古購入、もしくは住宅ローンのお借り換えをされるお客さま
 - ・すでに住宅ローンをご返済中で、auじぶん銀行の住宅ローンにお借り換えされる場合、直近6ヶ月延滞がないお客さま
2. 契約について
auじぶん銀行の住宅ローンは、auじぶん銀行の商品であり、お客さまとauじぶん銀行との間で契約を締結します。
3. 資金使途・借入用途について
auじぶん銀行が定める資金使途・借入用途に該当する場合のみ、auじぶん銀行の住宅ローンをご利用いただけます。
※お借入時にかかる登記費用や事務取扱手数料などの諸費用を含めてお借り入れいただけます。
4. 借入対象の物件について
ご本人またはご家族が居住される物件が対象です。
※投資用や事業用、賃貸用物件などは借入対象外の物件となります。
※建築基準法、およびその他の法令に適合している物件に限ります。
※借地物件・保留地物件や離島など一部対象外となる場合があります。
5. 連帯保証人について
連帯保証人は原則不要です。
ただし、ペアローンおよび収入合算のお申込みの場合は、以下の通りとなります。
※ペアローンをお申込みの場合は、お互いに連帯保証人となります
（ペアローンをご利用いただく場合は、それぞれのお客さまのお申込手続きが必要です）。
※収入合算でのお申込みの場合は、収入合算者となるお客さまが連帯保証人となります。
※審査の結果、保証会社をご利用いただく場合は、ペアローンおよび収入合算者は保証会社に対する連帯保証人となります。
6. 担保について
auじぶん銀行またはauじぶん銀行が指定する保証会社を第一順位の抵当権者とする抵当権を借入対象物件（土地・建物）に設定します。
借入対象物件が共有名義の場合、共有される方について担保提供者として、物上保証人（自身が所有する財産を他人の債務の担保として提供する人）になっていただきます。
※auじぶん銀行が指定する司法書士が抵当権の設定手続きを行います。
※抵当権設定手続きに伴う各種費用が事務手数料とは別途、発生します。
7. 返済口座について
返済口座は、auじぶん銀行口座のみご利用いただけます。
未開設の場合は、本審査完了までにお手続きをお願いします。
8. 提出書類について
お手続きの過程でご提出いただく各種提出書類は、規定に則り管理を行い、一切返却しません。

以上